

庄原市公告第 10 号

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により
経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 22 日

庄原市長 木山 耕三

1. 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり
2. 縦覧場所
庄原市企画振興部林業振興課又は
庄原市のホームページ
(https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/industry/ringyo/cat01/post_1673.html)
3. 本公告により、庄原市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。